

公益財団法人 JELA

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人 JELA（以下、「本財団」という。）定款第14条及び第29条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定め、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保をすることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち本財団を主たる勤務場所とし、本財団の職員と同様の勤務時間、職務に従事する役員をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第11条により置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称いかんにかかわらない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本財団は役員等の職務執行の対価として報酬を支給する。

- 2 常勤役員の報酬は、無報酬とする。ただし、使用人兼務役員の使用人としての報酬はこの限りではない。
- 3 非常勤役員及び評議員には、本財団の理事会若しくは評議員会並びに本財団が定める委員会その他行事等（以下、「会議等」という。）に出席したときに報酬及び費用を支給する。

(報酬の額の決定)

第4条 本財団の非常勤役員及び評議員の報酬は、次のとおりとする。理事長、監事の報酬等の額は、以下に定める範囲内で、評議員会において決定する。

(理事長及び監事) (*)

理事長	月額	150,000 円
監事	月額	10,000 円

(*1) 理事長、監事の、月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(理事長・監事を除く非常勤役員及び評議員)

自宅から片道 100km 未満の移動を伴う会議等に出席する場合	1 回あたり	4,000 円
自宅から片道 100km 以上の移動を伴う会議等に出席する場合	1 日あたり	10,000 円
実際の移動を伴わないオンライン会議等に出席する場合	1 回あたり	4,000 円

- 2 前項の報酬は、法令等の定めるところにより控除すべき金額を控除した後の金額とする。
- 3 理事（使用人兼務役員を除く）及び監事の退職慰労金は役員連続在任期間の 1 年につき 5,000 円（6 ヶ月の場合は 0.5 年）として退任時に支給する。上記在任年数は、評議員会において選任され、就任した日から退任した日までの期間とする。計算期間は、6 ヶ月単位とし、6 ヶ月未満は切り捨てる。6 ヶ月以上 1 年未満は 6 ヶ月とする。理事長については、上記の算定式に加算を検討できることとし、評議員会の議決により支給する。

(報酬等の支払方法)

第 5 条 役員等の報酬及び費用は、その金額を本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

(報酬の支給日)

第 6 条 非常勤役員及び評議員の報酬は、その月の合計額をまとめて、その翌月末日に支給するものとする。ただし、支給日が休日にあたるときは、その直前の金融機関営業日迄に支給する。

(費用)

- 第 7 条 本財団は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、役員等から請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては事前に支払うものとする。
- 2 役員等が本財団の会議等に出席したとき又は監事が監査業務等を実施したときの交通費は実費相当額を支給するものとする。

(端数の処理)

第8条 この規程により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認によって行う。

附 則

本規程は、2021年11月20日から施行するものとする。

本規程は、2023年3月27日から施行するものとする。

本規程は、2023年9月5日から施行するものとする。